

「投資信託等の運用に関する規則に関する細則」の一部改正（案）

平成 26 年 6 月 13 日
（下線部分変更箇所）

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する規則に関する細則</p> <p>第 1 条～第 6 条 (略)</p> <p><u>(デリバティブ取引等に係る投資制限に関する方式)</u></p> <p><u>第 6 条の 2 規則第 17 条第 2 項に規定する細則で定める方式は、次に掲げる方式とする。</u></p> <p><u>(1) 簡便法</u> <u>(2) 標準的方式</u> <u>(3) V a R 方式</u></p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>附 則 この改正は、平成 26 年 12 月 日から実施する。 (政令で定める日が実施日及び適用日となります。)</p>	<p style="text-align: center;">投資信託等の運用に関する規則に関する細則</p> <p>第 1 条～第 6 条 (同 左)</p> <p>(新 設)</p> <p>(同 左)</p>